

第2次舞鶴市DV対策基本計画

《2020（令和2）年度から2024（令和6）年度》

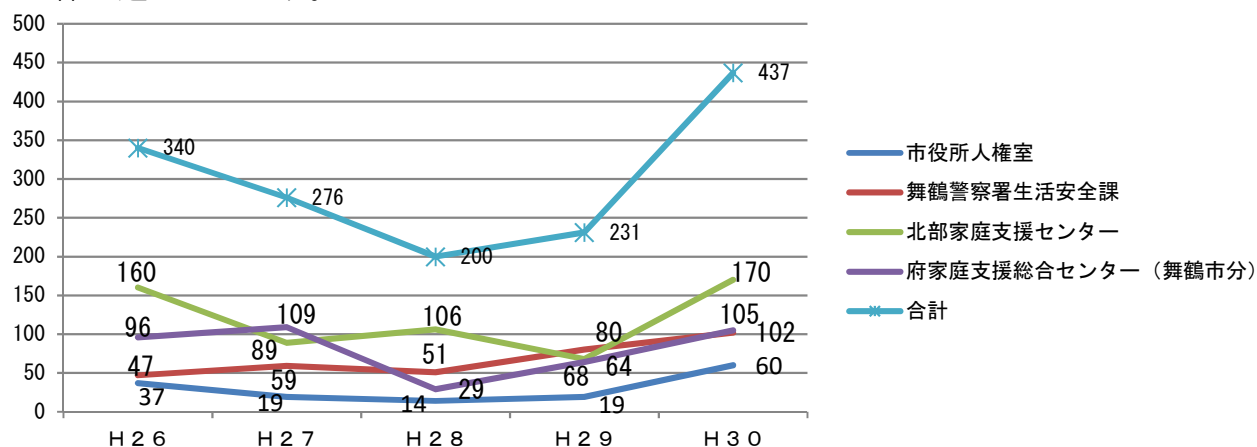
<概要版>

DVとは？

DVとは、配偶者や交際相手など親密な関係にある人から受ける暴力のことをいいます。身体への暴力だけでなく、言葉や態度で相手を支配することも暴力に含まれます。

本市のDV相談の状況

本市民のDV相談延べ件数は2014（平成26）年度から2016（平成28）年度にかけて減少傾向にありましたが、2017（平成29）年度以降は増加し、2018（平成30）年度は400件を超えています。



DVに対する意識

～2015（平成27）年度男女共同参画に関する市民アンケート調査から～

● DVに対する認識

「なぐる、ける」などの身体的暴力については約9割の人がDVと認識していますが、経済的・精神的・社会的暴力等はDVと十分には認識されていません。

● DV経験の状況

女性の約2割の人が「DVを受けた経験がある」と回答しています。

● 被害者の相談状況

DVを受けていることを誰にも相談していない人は、男性の6割、女性の4割ありました。

配偶者等からの暴力は

単なる家庭の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む

重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

第2次舞鶴市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画について

1. 基本的な考え方

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。被害者の多くは女性であり、その背景には家庭や職場等社会における過去からの女性差別の意識の残存があるとされ、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。また、DVの多くが家庭内で行われることから潜在化し被害が深刻化しやすいという傾向があり、子どもの目の前で行われるDVは子どもの心身の成長と人格形成に重大な影響を与えられています。

このような状況を改善するためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた取組や子どもを含む同居者等への総合的支援が必要です。また、市民一人ひとりがDVは誰にでも起こりうる問題であるという認識を持ち、DVを容認しない社会環境づくりが求められています。

2. 計画の期間

5年間（2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）まで）

3. 策定の視点

1) 暴力を許さない社会の実現

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて世代を問わず広く市民の理解を深め、DVを防止し、暴力を許さない社会の実現を目指し、市民が日々安心して暮らせるまちづくりを進める。

2) 被害者の状況に応じた継続的な支援の実施

被害者の安全確保を最優先とし、被害者が抱える個別の状況・ニーズに即して、プライバシーに十分配慮しつつ、早期の相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援を推進する。

DVは直接の被害者のみならず、家族、特に子どもに対して深刻な影響を及ぼすことから、必要に応じ子どもや家族への総合的な支援を進めるため、被害者等の実情・課題に応じた支援体制を確立する。

3) 社会情勢の変化に応じた対策

ネット社会の急速な進展など社会情勢が変化する中、暴力事象の様態も変化し、デートDVや児童虐待、ストーカー、リベンジポルノ等関連する事象の多様化や増加がみられることから、関係課が連携し、防止対策や支援策を講じる。

4) 関係機関等との連携協力体制の強化

被害者支援には、豊富なノウハウを持つ関係機関・関係団体との連携・協力が不可欠であり、また、被害者の安全確保のためには、市町村の行政区域を越えた広域対応も必要。生命を脅かす重大事案や多様なDV関連事象の発生に鑑み、警察、教育機関、医療機関、関係団体等との連携及び情報共有を図り、被害者の保護から自立までのより円滑な支援ができるよう、連携協力体制を強化する。

4. 計画の体系と内容

基本目標1 暴力を許さない意識づくりの推進

- 主要施策 (1) DV防止に向けた市民・事業所等への啓発
- 主要施策 (2) 子どもや若い世代への教育・啓発

基本目標2 DVに気づく環境づくり

- 主要施策 (1) 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供
- 主要施策 (2) 被害者を理解し、孤立させないための気づきの促進

基本目標3 総合的な相談・保護体制の充実

- 主要施策 (1) 相談体制の充実・強化
- 主要施策 (2) 相談に関する関係機関との連携
- 主要施策 (3) 緊急時における被害者等の安全確保
- 主要施策 (4) 被害者等の情報管理の徹底
- 主要施策 (5) 保護命令に関する支援

基本目標4 自立のための継続的支援体制の確立

- 主要施策 (1) 被害者への自立に関する支援
- 主要施策 (2) 被害者への心理的な支援
- 主要施策 (3) 被害者の子どもに関する支援

基本目標5 関係機関との連携強化

- 主要施策 (1) 市における体制の整備
- 主要施策 (2) 関係機関、関係団体との連携・協力
- 主要施策 (3) 職員等に対する研修
- 主要施策 (4) 調査・研究の推進
- 主要施策 (5) 苦情処理体制の整備

◆DVの形態 DVには、身体的暴力以外にも様々な暴力の形態があります。

身体的暴力

- なぐる、ける
- 物を投げつける、髪を引っ張る
- 刃物などを突きつける

経済的暴力

- 生活費を渡さない、お金を取り上げる
- 就職や仕事を続けることを妨害する

精神的暴力

- 大声で怒鳴ったり、おどしたりする
- 人前で侮辱的、差別的発言をする
- 無視する

社会的暴力

- 交友関係や電話を細かく監視する
- 外部との接触を制限する

性的暴力

- 性的行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないポルノビデオや雑誌を見せる

子どもを利用した暴力

- 子どもの前で暴力を振るう
- 子どもに危害を加えたとおどす

DVは誰にでも身近に起こりうる問題です。
あなたが暴力を受けたときは、ひとりで悩まないで
信頼できる人や機関に相談してください。

もしも身近な人から相談を受けたら、
さまざまな相談窓口があることを伝えてあげてください。
相談機関に相談してください。

～個人情報や相談内容等の秘密は必ず守られます～

配偶者、交際相手などからの暴力の相談窓口

※★マークの付いている相談は、いずれも予約が必要です。

区分	相談機関	電話番号	開設日・時間
市	舞鶴市 人権啓発推進課	0773-66-1022	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	舞鶴市 女性のための相談室	0773-65-0056	【電話相談・★面接相談】 月～金曜日 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
		予約(人権啓発推進課) 0773-66-1022	【★女性のためのカウンセリング】 月1回 (第2水曜日) 13:00～15:50 (祝日・年末年始を除く)
配偶者 暴力相談 支援センター	京都府家庭支援総合 センター	075-531-9910	【電話相談】 毎日 9:00～20:00 *緊急の相談・通報は 24時間受付 *必要に応じて一時保護も 行っています。
			【★面接相談】 月～金曜日 9:00～19:00 (祝日・年末年始を除く)
	京都府北部家庭支援 センター (福知山児童相談所)	0773-27-9020 ※令和2年6月～ 0773-22-9911	【電話相談・★面接相談】 月～金曜日 9:00～17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)
警察	舞鶴警察署	0773-75-0110	緊急時は「110番」
保健所	京都府中丹東保健所 (婦人相談員)	0773-75-0856	月～金曜日 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)

※命の危険がある場合等、緊急の場合は、110番通報してください。

第2次舞鶴市DV対策基本計画(概要版)

発行：令和2年4月／舞鶴市市民文化環境部人権啓発推進課

〒625-8555 京都府舞鶴市字北吸 1044 番地 電話 0773-66-1022/FAX0773-62-9891